

輪島市監査公表第51号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年1月25日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年 1月18日（水） 門前東小学校

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

平成28年度（平成28年4月から11月まで）における学校管理に係る財務の執行状況及び学校施設、備品等の管理状況について学校長から説明を聴取し、質疑応答を行うとともに関係書類等を門前東小学校において実地監査した。

5 監査の結果等

学校管理に係る財務の執行状況及び所管の業務については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象の学校に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○門前東小学校は「知」「徳」「体」のバランスのとれた児童の育成を教育目標に指導を行っている。また、「グループ学習」にも積極的に取り組んでいる。

○児童の安全・安心確保の観点では「学校管理運営計画」において従来の一般災害の他に地震や津波等の自然災害や原子力災害についても記述されており充実が見られるが、更なる拡充に努力されることを期待したい。また、緊急時において「緊急メール」配信や、非常時において児童を保護者へ引き渡す訓練など、きめ細かな防災訓練も実施していることを伺った。

○ICT (Information and Communication Technology)教育が重要性を増していることから、対応が可能な支援員の確保が急務であることを伺った。

○いじめ・不登校の問題について、早期発見・早期対応の方針で児童に寄り添った支援が行われ成果を上げているとの報告があり、今後の更なる取り組みに期待したい。

○「理科薬品使用記録簿」については、薬品の「使用欄」のみならず「受領欄」を設け、薬品の出し入れを記録すると共に、残量の確認を行うことにより責任をもって管理する様式を検討されたい。また、管理場所や保管状態についても児童の安全・安心確保の観点から十分な配慮を図られたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

なし